

AvanStrate 株式会社第 1 回無担保社債(社債間限定同順位特約付)
社債権者集会決議認可公告

第 1 回無担保社債の社債権者 各位

平成 27 年 10 月 8 日

AvanStrate 株式会社

平成 27 年 10 月 2 日開催の AvanStrate 株式会社第 1 回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(ISIN コード: JP310532AAB9)(以下「本社債」といいます。)の社債権者集会における下記の決議につき、平成 27 年 10 月 8 日付で東京地方裁判所の認可決定(東京地方裁判所平成 27 年(ヒ)第 371 号 社債権者集会決議認可申立事件に係る東京地方裁判所民事第 8 部平成 27 年 10 月 8 日付決定)を得ましたので、その旨公告いたします。

記

1. 決議された目的事項
本社債の社債要項の一部を変更する件
2. 決議された議案の内容
本社債の社債要項を、以下のとおり変更する。

(下線は変更箇所を示します。)

旧	新
4. 利率 (中略) (3) 平成 27 年 11 月 6 日以降平成 <u>28 年 11 月 5 日</u> までは年 5.55 パーセント、(4) <u>平成 28 年 11 月 6 日以降平成 29 年 11 月 5 日</u> までは年 7.30 パーセント	4. 利率 (中略) (3) 平成 27 年 11 月 6 日以降平成 <u>29 年 10 月 31 日</u> までは年 5.55 パーセント
9. 償還の方法および期限 (1) 本社債の元金は、平成 25 年 11 月 5 日に各本社債につき金 4,000 万円、平成 27 年 11 月 5 日に各本社債につき金 <u>4,000 万円</u> 、平成 28 年 <u>11 月 5 日</u> に各本社債につき金 <u>1,000 万円</u> 、平成 29 年 <u>11</u>	9. 償還の方法および期限 (1) 本社債の元金は、 <u>①</u> 平成 25 年 11 月 5 日に各本社債につき金 4,000 万円、 <u>②</u> 平成 27 年 11 月 5 日に各本社債につき金 <u>194 万円</u> 、 <u>③</u> 平成 28 年 <u>7 月 31 日</u> (以下「平成 28 年度第 1 回償還期日」という。)に各本

月5日に各本社債につき金1,000万円を償還する。ただし、第(2)号の規定に従い本社債の元金の一部の期限前償還がなされた場合には、当該期限前償還に係る元金の金額を上記の償還金額から減ずるものとする。

- (2) 当社は、その時点で未償還の本社債の元金の一部または全部を、平成25年11月5日以降に到来するいずれかの利息の支払期日に期限前償還することができる。当社は、本号の規定に従い本社債の元金の一部を期限前償還する場合には、第(1)号に定める各償還期日(第(5)号において定義する。)に係る償還金額のいずれに充当されるかを指定するものとする。

(中略)

(新設)

社債につき平成28年度第1回償還金額(第(7)号において定義する。)、④平成29年1月31日(以下「平成28年度第2回償還期日」という。)に各本社債につき平成28年度第2回償還金額(第(7)号において定義する。)、⑤平成29年7月31日(以下「平成29年度第1回償還期日」という。)に各本社債につき平成29年度第1回償還金額(第(7)号において定義する。)、⑥平成29年10月31日に各本社債につきその残額の総額を償還する。ただし、第(2)号の規定に従い本社債の元金の一部の期限前償還がなされた場合には、当該期限前償還に係る元金の金額を上記の償還金額から減ずるものとする。

- (2) 当社は、その時点で未償還の本社債の元金の一部または全部を、平成25年11月5日以降に到来するいずれかの利息の支払期日に期限前償還することができる。

(中略)

- (7) 本要項において、「平成28年度第1回償還金額」、「平成28年度第2回償還金額」および「平成29年度第1回償還金額」は、それぞれ以下の規定に従い計算される金額を意味す

るものとする。ただし、かかる計算に際しては、1万円未満は切り捨てるものとする。

① 平成 28 年度第 1 回償還金額

当社の平成 28 年 3 月期有価証券報告書に記載される平成 28 年 3 月期に係る連結キャッシュ・フロー計算書におけるフリーキャッシュフロー金額(以下に定義する。)および当社の平成 28 年 3 月期半期報告書に記載される平成 27 年 9 月 30 日に終了する中間連結会計期間に係る中間連結キャッシュ・フロー計算書におけるフリーキャッシュフロー金額を使用して算出される、平成 28 年 3 月期下半期(平成 27 年 10 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの期間をいう。)に係る当社の連結財務数値によるフリーキャッシュフローの金額(ただし、計算の結果算出された金額が負の値となるときは、零とする。)に 0.70 を乗じた金額(以下「平成 28 年 3 月期調整フリーキャッシュフロー金額」という。)(ただし、当社の平成 28 年 3 月期有価証券報告書における連結貸借対照表上の平成 28 年 3 月 31 日現在の現金及び預金残高から、平成 28 年 3 月期調整フリーキャッシュフロー金額を控除した金額が 20 億円を下回る場合は、当該現金及び預金残高から 20 億円を控除し

た金額とし、当該現金及び預金残高が 20 億円以下であるときは零とする。)に、第 1 回無担保社債負債割合(以下で定義する。)を乗じた金額を、平成 28 年 3 月 31 日(以下「平成 28 年度第 1 回償還基準日」という。)時点において残存する各本社債の数で除した金額

② 平成 28 年度第 2 回償還金額

当社の平成 29 年 3 月期半期報告書に記載される平成 28 年 9 月 30 日に終了する中間連結会計期間に係る中間連結キャッシュ・フロー計算書におけるフリーキャッシュフロー金額(ただし、当該フリーキャッシュフロー金額が負の値となるときは、零とする。)に 0.70 を乗じた金額(以下「平成 29 年 3 月期上半期調整フリーキャッシュフロー金額」という。)(ただし、当社の平成 29 年 3 月期半期報告書における連結貸借対照表上の平成 28 年 9 月 30 日現在の現金及び預金残高から、平成 29 年 3 月期上半期調整フリーキャッシュフロー金額を控除した金額が 20 億円を下回る場合は、当該現金及び預金残高から 20 億円を控除した金額とし、当該現金及び預金残高が 20 億円以下であるときは零とする。)に、第 1 回無担保社債負債割合を乗じた金額を、平成 28 年 9 月 30 日(以下「平成 28 年度第 2 回償

還基準日」という。)時点において残存する各本社債の数で除した金額

③ 平成 29 年度第 1 回償還金額

当社の平成 29 年 3 月期有価証券報告書に記載される平成 29 年 3 月期に係る連結キャッシュ・フロー計算書におけるフリーキャッシュフロー金額および当社の平成 29 年 3 月期半期報告書に記載される平成 28 年 9 月 30 日に終了する中間連結会計期間に係る中間連結キャッシュ・フロー計算書におけるフリーキャッシュフロー金額を使用して算出される、平成 29 年 3 月期下半期(平成 28 年 10 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの期間をいう。)に係る当社の連結財務数値によるフリーキャッシュフローの金額(ただし、計算の結果算出された額が負の値となるときは、零とする。)に 0.70 を乗じた額(以下「平成 29 年 3 月期調整フリーキャッシュフロー金額」という。)(ただし、当社の平成 29 年 3 月期有価証券報告書における連結貸借対照表上の平成 29 年 3 月 31 日現在の現金及び預金残高から、平成 29 年 3 月期調整フリーキャッシュフロー金額を控除した金額が 20 億円を下回る場合は、当該現金及び預金残高から 20 億円を控除した金額とし、当該現金及び預金

	<p><u>残高が 20 億円以下であるときは零とする。)</u>に、<u>第 1 回無担保社債負債割合を乗じた金額を、平成 29 年 3 月 31 日 (以下「平成 29 年度第 1 回償還基準日」という。)</u>時点において残存する各本社債の数で除した金額</p> <p><u>上記①ないし③において、「フリーキャッシュフロー金額」とは、当社連結キャッシュ・フロー計算書または当社中間連結キャッシュ・フロー計算書における営業活動によるキャッシュ・フローの金額と投資活動によるキャッシュ・フローの金額を合計した金額を意味するものとする。</u></p> <p><u>上記①ないし③において、「第 1 回無担保社債負債割合」とは、平成 28 年度第 1 回償還基準日、平成 28 年度第 2 回償還基準日および平成 29 年度第 1 回償還基準日の各基準日において、当該基準日時点における本社債の未償還元金の総額を、①当該基準日時点における本社債およびAvanstrate株式会社第 2 回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(ISIN コード：JP310532BAB7) (以下「第 2 回債」という。)の未償還元金の総額と②当該基準日時点における対象金銭消費貸借契約未弁済元本残高(以下に定義する。)の合計金額(以下「金融負債総額」という。)で除した数値(小数点以下第 5 位を四捨五入する。)を意味するものとする。</u></p> <p><u>本要項において、「対象金銭消費貸</u></p>
--	--

借契約未弁済元本残高」とは、①当社と株式会社三菱東京UFJ銀行その他の金融機関との間で締結された平成22年12月24日付金銭消費貸借契約(その後の変更を含む。)のトランシェBおよびトランシェCに係る未弁済元本残高、②当社の連結子会社であるAVANSTRATE KOREA INC.と株式会社三菱東京UFJ銀行その他の金融機関との間で締結された平成22年12月17日付LOAN AGREEMENT(その後の変更を含む。)に係る未弁済元本残高ならびに③当社とHOYA株式会社との間で締結された平成26年6月20日付金銭消費貸借契約(その後の変更を含む。)に係る未弁済元本残高の合計額を意味するものとする。

(8) 当社は、平成28年度第1回償還期日、平成28年度第2回償還期日および平成29年度第1回償還期日のそれぞれ20日前までに、平成28年度第1回償還期日および平成28年度第1回償還金額、平成28年度第2回償還期日および平成28年度第2回償還金額、平成29年度第1回償還期日および平成29年度第1回償還金額をそれぞれ公告するものとする。また、当社は、平成28年3月期有価証券報告書、平成29年3月期半期報告書および平成29年3月期有価証券報告書それぞれにおいて、平成28年度第1回償還基準日、平成28年度第2回償還基準日および平成29年度第1回償還

基準日の各基準日における①本社債および第 2 回債のそれぞれの未償還元金の総額ならびに②対象金銭消費貸借契約未弁済元本残高(第(7)号に規定する各未弁済元本残高を含む。)を開示するものとする。

(9) 当社は、平成 27 年 10 月 31 日以降、対象金銭消費貸借契約未弁済元本残高に係る元本弁済は、①平成 28 年度第 1 回償還期日、②平成 28 年度第 2 回償還期日、③平成 29 年度第 1 回償還期日および④平成 29 年 10 月 31 日の各償還期日と同日に、(i) 上記①ないし③の場合においては、平成 28 年 3 月期調整フリーキャッシュフロー金額、平成 29 年 3 月期上半期調整フリーキャッシュフロー金額および平成 29 年 3 月期調整フリーキャッシュフロー金額のそれぞれに、平成 28 年度第 1 回償還基準日、平成 28 年度第 2 回償還基準日および平成 29 年度第 1 回償還基準日のそれぞれの時点における各対象金銭消費貸借契約未弁済元本残高割合(各対象金銭消費貸借契約未弁済元本残高を、各基準日時点における金融負債総額で除した数値(小数点以下第 5 位を四捨五入する。)をいう。)を乗じた額を、(ii) 上記④の場合においては、当該時点における各対象金銭消費貸借契約未弁済元本残高の全額を、それぞれ弁済する方法によってのみ行うものとし、上記以外の期日および方法による対象金

	<p><u>銭消費貸借契約未弁済元本残高に係る元本弁済を行わないものとする。</u></p>
<p>10. 利息支払の方法および期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成 23 年 5 月 5 日を第 1 回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年 5 月 5 日および 11 月 5 日の 2 回に各その日までの前半か年分を支払う。ただし、<u>半か年に満たない</u>利息を計算するときは、<u>その半か年間</u>の日割でこれを計算する。</p> <p>(後略)</p>	<p>10. 利息支払の方法および期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成 23 年 5 月 5 日を第 1 回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後<u>平成 27 年 11 月 5 日までは、毎年 5 月 5 日および 11 月 5 日の 2 回に各その日までの前半か年分を支払い、平成 27 年 11 月 6 日以降は、平成 28 年度第 1 回償還期日、平成 28 年度第 2 回償還期日、平成 29 年度第 1 回償還期日および平成 29 年 10 月 31 日に各その日までの分を半か年の利息として支払う。ただし、平成 28 年度第 1 回償還期日および平成 29 年 10 月 31 日等、利息期間(各利息支払期日の直前の利息支払期日の翌日から各利息支払期日までの期間をいう。以下同じ。)</u>が半か年ではないために半か年と異なる利息を計算するときは、<u>1 年を 365 日としてかかる利息期間の実日数</u>の日割でこれを計算する。<u>なお、平成 28 年 1 月 31 日および平成 28 年 11 月 5 日においては、本社債の利息の支払いは行われぬ。</u></p> <p>(後略)</p>
<p>12. 財務代理人</p> <p>(中略)</p> <p>(新設)</p>	<p>12. 財務代理人</p> <p>(中略)</p> <p><u>(4) 当社は、財務代理人に対して、平成 28 年度第 1 回償還期日、平成</u></p>

	<p><u>28 年度第 2 回償還期日および平成 29 年度第 1 回償還期日のそれぞれ 12 銀行営業日前までに、平成 28 年度第 1 回償還金額、平成 28 年度第 2 回償還金額および平成 29 年度第 1 回償還金額をそれぞれ書面により通知するものとする。</u></p>
<p>13. 財務上の特約</p> <p>(1) 担保提供制限</p> <p>当社は、本社債発行後、本社債の未償還残高が存する限り、当社が国内で今後発行する他の無担保社債(ただし、本社債と同時に発行する第 2 回無担保社債(社債間限定同順位特約付)を含み、本項第 2 号で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。)のために担保付社債信託法にもとづき担保権を設定する場合は、同法にもとづき、本社債のために同順位の担保権を設定しなければならない。</p> <p>(後略)</p>	<p>13. 財務上の特約</p> <p>(1) 担保提供制限</p> <p>当社は、本社債発行後、本社債の未償還残高が存する限り、当社が国内で今後発行する他の無担保社債(ただし、本社債と同時に発行する第 2 回償還を含み、本項第 3 号で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。)のために担保付社債信託法にもとづき担保権を設定する場合は、同法にもとづき、本社債のために同順位の担保権を設定しなければならない。</p> <p>(後略)</p>

以 上